



# 大津市公報

平成 27 年 5 月 15 日  
号外 (第 36 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

65	大津市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	1
<b>議 会 議 長 告 示</b>		
16	大津市議会委員会規程の一部改正.....	1

## 条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成27年 5 月15日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第65号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>( 常任委員会の名称等 )</p> <p><b>第 2 条</b> - 略 -</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>~ - 略 -</p> <p><u>予算決算常任委員会</u> 37人</p> <p>ア <u>予算に関する事項</u></p> <p>イ <u>決算に関する事項</u></p>	<p>( 常任委員会の名称等 )</p> <p><b>第 2 条</b> - 略 -</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>~ - 略 -</p> <p><u>予算常任委員会</u> 37人</p> <p>ア <u>予算及びこれに関連する事項</u></p> <p><u>決算常任委員会</u> 35人</p> <p>ア <u>決算及びこれに関連する事項</u></p>
<p>( 議会運営委員会の定数等 )</p> <p><b>第 3 条</b> 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9 人</u>とする。</p> <p>( 委員長及び副委員長 )</p>	<p>( 議会運営委員会の定数等 )</p> <p><b>第 3 条</b> 議会運営委員会の委員の定数は、<u>12 人</u>とする。</p> <p>( 委員長及び副委員長 )</p>
<p><b>第 6 条</b> - 略 -</p> <p>2 - 略 -</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 5 号の<u>予算決算常任委員会</u>の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。</p>	<p><b>第 6 条</b> - 略 -</p> <p>2 - 略 -</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 5 号の<u>予算常任委員会及び同項第 6 号の決算常任委員会</u>の委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。</p>
<p>4 - 略 -</p>	<p>4 - 略 -</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第16号



	生活産業分科会 生活産業常任委員会が所管する部局 施設分科会 施設常任委員会が所管する部局
分科会の委員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算常任委員会の委員は、条例第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）に対応する分科会に、それぞれ所属する。ただし、議長においてはこの限りでない。</li> <li>2 決算常任委員会の委員は、所管別常任委員会に対応する分科会に、それぞれ所属する。ただし、議長及び議員のうちから選任する監査委員においてはこの限りでない。</li> <li>3 それぞれの分科会に会長及び副会長を置き、それぞれ当該分科会に対応する所管別常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。</li> </ol>
分科会の運営等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 分科会は、予算常任委員会等が付託を受けた議案（以下「付託議案」という。）のうち、その担当に属する部分を分担して審査し、又は調査する。</li> <li>2 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、分科会の会議を開くことができない。</li> <li>3 分科会は、会長が招集する。</li> <li>4 会長は、会務を総理し、分科会の会議を主宰する。</li> <li>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</li> <li>6 分科会は、これを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。</li> <li>7 分科会は、委員会室で開催する。</li> <li>8 その他分科会の運営等について必要な事項は、条例の規定を準用する。</li> </ol>
議会運営委員会における協議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算常任委員会等に関する次に掲げる事項は、議会運営委員会において協議する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>審査又は調査の日程に関する事項</li> <li>付託議案の取扱いに関する事項</li> <li>質疑、討論及び採決の方法に関する事項</li> </ul> 前 3 号に掲げるもののほか、予算常任委員会等及び分科会の運営に関し必要な事項</li> </ol>
関連議案等の範囲	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算常任委員会に付託される議案の範囲は、次に掲げるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>予算と関連し、かつ、複数の所管別常任委員会に関連するもの</li> <li>基金の設置等予算の根幹に関わるもの</li> <li>手数料条例等歳入予算を伴うもの</li> </ul> </li> <li>2 決算常任委員会に付託される議案の範囲は、決算と関連し、かつ、複数の所管別常任委員会に関連するものとする。</li> <li>3 予算常任委員会等では、原則として請願の審査は行わない。</li> </ol>
調査・審査の方法等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算常任委員会の付託議案の審査は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後、予算常任委員会前期全体会（以下「予算前期全体会」という。）を開会し、分科会における審査を経て、予算常任委員会後期全体会（以下「予算後期全体会」という。）において討論及び採決を行う。</li> <li>2 決算常任委員会の付託議案の審査は、議案の委員会付託を行う本会議の終了後、決算常任委員会前期全体会（以下「決算前期全体会」という。）を開会し、分科会における審査を経て、決算常任委員会後期全体会（以下「決算後期全体会」という。）において討論及び採決を行う。</li> <li>3 予算常任委員会等に係るそれぞれの審査は、次に掲げる方法により行う。ただし、付託議案の内容に応じて、議会運営委員会の協議によりその方法を変更することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>予算前期全体会及び決算前期全体会では、提案説明及び質疑を行うことなく付託議案をその担当する分科会に送付する。ただし、決算前期全体会においては、監査報告等の説明を求め、当該説明に係る質疑を行うことができる。この場合の質疑は、自席において質問の趣旨を明確に 1 問ずつ簡潔明瞭に行う。</li> <li>委員長は、前号本文の規定にかかわらず、付託議案をその担当する分科会に書面にて送付することができる。この場合において、予算前期全体会及び決算前期全体会は、その書面の送付をもって開会したものとみなす。</li> </ul> </li> </ol>

- 分科会における審査は、次の方法により質疑のみを行う。
- ア 予算議案及び決算議案の審査は、いずれも執行部からの説明を受け、一般会計予算においては各部局別に、特別・企業会計予算においては各会計ごとに行う。
- イ 新年度予算議案及び補正予算議案を担当する場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。
- ウ 予算関連議案の審査は、補正予算議案と合わせて審査する。ただし、補正予算議案の付託のない場合又は当該関連議案が新年度予算議案に係る場合等は、この限りでない。
- エ 質疑は、質問の趣旨を明確にし、1問ずつ簡潔明瞭に行う。
- オ 分科会では、第1号に規定する監査報告等に係る質疑は行わない。
- カ 分科会は、原則として4分科会を同日に開催する。ただし、新年度予算議案及び決算議案の審査については、この限りでない。
- 予算後期全体会では、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。
- ア 新年度予算議案及び補正予算議案が付託議案である場合は、まずは新年度予算議案を、次に補正予算議案を審査する。
- イ 予算関連議案は、前号ウに準じて審査する。
- ウ 討論は、委員長からの指名順位に基づき、新年度予算議案を一括して、自席において行うものとし、補正予算議案も同様とする。
- エ 採決は、全て起立により行う。ただし、委員長が必要があると認めるときは、起立に代えて電子採決システムにより採決をとることができる。
- オ 委員長は、必要があると認めるときは、議案を一括して採決することができる。
- カ 修正案が提出された場合には、修正案の提案説明及び当該修正案に係る質疑は、委員長が指定する場所において行う。
- 決算後期全体会では、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。
- ア 討論は、委員長からの指名順位に基づき、一般会計予算及び特別・企業会計予算ごとに、それぞれ一括して、自席において行う。
- イ 採決は、前号エに準じて行う。
- ウ 委員長は、必要があると認めるときは、議案を一括して採決することができる。
- 3 新年度予算議案については、第1項の規定にかかわらず、本会議の前にあらかじめ予算常任委員会を開催し、執行部から概要説明を求めることができる。
- 4 予算常任委員会等は、議場で開催する。

委員長報告	1 予算常任委員会等の委員長報告は、所管別常任委員会の委員長報告と同様に、表決結果のみを報告する。
会議の記録	1 会長は、職員に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議の記録を作成させなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成27年5月15日から施行する。